

－ みやざきの養殖業グリーン化事業 －

環境に配慮した養殖業に取り組む養殖業者等に対して、
かかった経費の一部を補助します

事業期間
R7～R9

【補助対象者（要件）】

メニューごとに要件を全て満たす養殖業者等

メニュー	補助要件
1 海面養殖	
(1)魚類養殖の人工種苗転換支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 漁協組合員で養殖業を営んでいる者又は養殖業を開始する者 ▶ 人工種苗の導入尾数が前年より増加すること ▶ 人工種苗の導入尾数が過去3年において各年10万尾未満 (注) 本補助金により導入した人工種苗は転売（中間魚で出荷）できません
(2)魚類養殖の配合飼料転換支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 漁協組合員で養殖業を営んでいる者又は養殖業を開始する者 ▶ 単体で使用する配合飼料の使用数量が前年より増加すること (注) 国事業（配合飼料価格安定対策事業）に加入している者は対象となりません
(3)貝・海藻養殖の生産拡大支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 漁協組合員で養殖業を営んでいる者又は養殖業を開始する者 ▶ 貝・海藻の生産量が前年より増加すること (注) 給餌が必要な養殖種は対象となりません
2 陸上養殖	
陸上養殖施設整備・環境負荷低減機器導入支援	▶ 内水面漁業の振興に関する法律に基づく届出書を提出している者又は1年以内に提出する者

【補助対象経費】

- メニュー1 (1) 人工種苗の購入費（ただし、前年導入尾数からの増加分）
- 1 (2) 配合飼料の購入費（ただし、前年使用数量からの増加分）
- 1 (3) 貝類種苗費又は海藻種糸費（ただし、前年購入数量を上回ること）
 〃 養殖資材費（養殖筏材料、養殖かご、網、ロープ、肥料等）
- メニュー2 環境負荷低減となる養殖施設整備費又は環境負荷低減となる養殖機器導入費（施設又は機器の撤去及び修繕は対象外）

【補助率】

- メニュー1：対象経費の1/2以内
- メニュー2：対象経費の1/3以内



【注意点】

- ・希望者が多い場合は、**予算の範囲内で補助金額を調整**する場合があります
- ・実績報告には、補助対象物の**写真**や対象経費の**領収書等の写し**が必要になります

問合せ先：南那珂農林振興局 水産担当 (0987-23-4316)
 東臼杵農林振興局 水産担当 (0982-32-6135)
 宮崎県水産政策課 漁村振興担当 (0985-26-7147)